

社会福祉法人朝日福祉会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人朝日福祉会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいい、評議員等を併せて役員等という。

(理事会、評議員会及び評議員選定委員会等への出席報酬)

第3条 役員が理事会に、評議員が評議員会に出席したとき、又は評議員選定委員が評議員選定委員会・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び法人が実施する福祉・介護サービスの事業（以下「事業」という。）の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬は、会議への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

2 報酬等は、現金により本人に支給する。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人 朝日福祉会 旅費規定に準じて支給することができる。

(適用除外)

第8条 事業の職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

(改正等)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

2 この規定の改正は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則 この規程は、平成 29年4月1日から施行する。

(但し、評議員選定委員会・解任委員会については平成29年3月1日から施行する)

附 則 この規程は、平成 29年6月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	10,000円	2,000円
評議員会出席報酬等	10,000円	2,000円
評議員選定・解任委員会出席報酬等	10,000円	2,000円

別表2 (第4条及び第5条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	年額 100万円	なし
理事及び評議員業務報酬等	10,000円	2,000円
監事監査指導報酬等	10,000円	2,000円

(注)

1. 同一日において、会議等連続して業務にあたった場合には主たる業務1回として取扱う。
2. 役員の報酬等については、定款8条と同様 各年度の総額が500,000円を超えない範囲で当規定に従い支給する。(理事長の日常業務への報酬を除く)
3. 理事長の日常業務への報酬は年額100万円とし、毎月12分の1を本人の指定する本人口座に振り込むものとする。

(定款)

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(役員の報酬等)

第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。